

## 本町農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 および営農継続に対する支援について

令和2年5月1日

JAひがしかわ営農指導課

今般の新型コロナウイルス感染症が急激に拡大していることから、農家組合員や同居ご家族、雇用従業員などで農作業に従事している方々(以下「農業者等」という)に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び営農継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

JAとしても全面的に協力いたしますので、ご対応いただきますようお願い致します

### 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター(集団)が次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされています。国や北海道、保健所等からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

(1) 感染予防策を自ら実施するとともに、ご家族や雇用従業員に対しても取組を行うようお願いします。

- ① 体温の測定(記録)
- ② 発熱などの症状がある場合は、医療機関、保健所への連絡と自宅待機の徹底
- ③ 特に以下の場合は、マスクを着用するなどの咳エチケットを徹底の上、一刻も早く医療機関に電話・受診してください。
  - ・体温37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合
  - ・強いだるさや息苦しさがある場合
  - ・基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合
- ④ ハウスや作業場の屋内で作業をする場合は、必ずマスクを着用するとともに、多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行ってください。また屋外でも多人数で作業をする場合は、できる限りマスクを着用してください。マスクがない時に咳をする場合は、ハンカチ・ティッシュや袖等で口や鼻を覆ってください。
- ⑤ 農作業開始前後やトイレの使用後、ハウスや作業場等への入退場時には、手洗い、手指の消毒を徹底してください。

- ⑥通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところや、作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃をしてください。
- ⑦ハウスや作業場等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。

(2) JA 活動組織や生産組織など、組織内でも周知・徹底するとともに、関係者が参加する会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には「3つの密(密閉、密集、密接)」や夜間を避け、短時間で実施するなど実施方法を工夫してください。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- (1) 自らを含む農業者等に患者発生が確認された場合は、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。このため保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置を行ってください。
- (3) 保健所等から濃厚接触者と確定された方は、14日間の自宅待機及び健康観察を実施してください。観察期間中に発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈した場合には、必ず医療機関、保健所に連絡し、検査を受検します。また、農業者等に患者発生や検査を受検された場合は、速やかにJA営農指導課に電話にてお知らせください。

## 3. 生産施設等の消毒の実施

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域(ハウス・生産施設、作業場、事務所等)や農業機械、生産機材の消毒を実施します。
- (2) 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))または次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を実施してください。
- (3) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生したハウスや作業場等の農産物の出荷停止や廃棄などを行う必要はありません。

#### 4. 営農継続に対する支援

(1) 農業者等が新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続させるため、研究会・生産部会等に属する農業者等の場合は、その生産組織を基本に営農継続のための支援体制を構築します。また、機械オペレーターや作業員等不足が生じた場合はJAならびに農業振興公社による労働力支援を実施します。

- ①JA・研究会・生産部会・コントラクター部会等による支援体制の整備
  - ・JA防災会議(BCP検討委員会)の開催
  - ・責任者、担当者の選定
  - ・JA、農業振興公社との連絡窓口設置等の連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
  - ・発生した際の連絡体制の構築(JA・生産組織、保健所、行政等)
  - ・発生時における農業者等からの速やかな連絡の要請
  - ・保健所との連絡(濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の自宅待機期間の把握等)
- ③自宅やハウス・生産施設、作業場、事務所等の速やかな消毒
  - ・消毒実施者、消毒資材の確保または手配先の把握、消毒の手順の作成
  - ・消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④営農継続のための支援
  - ・作業代替要員や委託作業員(以下「作業員」という)の人員リスト(研究会・生産部会の農業者、受託組織オペレーター、JA職員など)の作成
  - ・作業員による必要な作業の明確化、優先順位付け、作業方法の作成
  - ・作業員の感染防止手段の提示
  - ・作業員と感染者との接触防止措置(感染者の農場内立入禁止、作業員と面会せずに連絡する手段の確保等)
  - ・圃場等の最低限の維持管理方法の検討
- ⑤付近への注意喚起と個人情報保護
  - ・新型コロナウイルス感染症の予防策の徹底、患者発生時の患者・濃厚接触者への対応及び発生時の速やかな連絡窓口への連絡
  - ・感染者の人権尊重と個人情報保護
- ⑥作業料の精算
  - ・一時的立て替え、後日精算の検討
  - ・行政への助成申請または事務手続き

(2) JAにおける集出荷・受入業務の継続

JAは、集出荷施設等において農業者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、施設の速やかな消毒、作業者の確保、作業工程や荷受作業の動線変更等、集出荷作業等の維持・継続に向けた体制を構築します。

以上

感染症患者が発生した際の相談、または本件に関するお問い合わせ先は、  
JA 営農指導課(Tel82-2124) 担当 齋藤 ・ 角谷 までお願い申し上げます。